

平成21年度決算審査特別委員会議事録(第5号)

平成22年10月29日(金曜日)

出席委員(13名)

委員長	高橋幸雄君	副委員長	星孝道君
委員	榊原深雪君	委員	島田政典君
委員	井脇昌美君	委員	木村明雄君
委員	川上初太郎君	委員	矢野利恵子君
委員	谷口二郎君	委員	後藤次雄君
委員	大久保優君	委員	高道洋子君
委員	菊地一将君		

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君
足寄町監査委員	熊澤芳潔君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時00分 開議

開議宣告

委員長（高橋幸雄君） 昨日に引き続き、平成21年度決算審査特別委員会を開会いたします。

総括質疑

委員長（高橋幸雄君） 理事者等に対しての総括質疑を続行いたします。

13番高道委員からの質疑から始めます。

13番。

13番（高道洋子君） きのうは、緊急通報装置の件についての御質問だったんですけども、予算額を老人福祉総務費で見て決算額を社会福祉総務費で見まして、大変失礼いたしました。勘違いでございました。改めて、御質問したいと思います。

近年、独居の高齢者が死亡しているのに、数日間、だれもわからないで、そして大分日にちがたってから発見されるというケースが、全国的にもテレビ報道されていますし、足寄町にあっても、私も何件か過去に聞いておりますし、下愛冠でも数年前にありましたし、そういうことが随所に見られ、高齢社会の一つのひずみとして見られるようになりました。足寄町は、そのようなことが起こらないようにということで、予防策としての緊急通報装置を設置して緊急時に備えているという政策でございますが、質問したいのですが、65歳以上の独居高齢者と重度心身障害者の方がこの事業に対象者となるわけですが、この3年間で足寄町で孤独死、孤独に死んでいった事例が何件ぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

それと、平成21年度にこの緊急通報装置は何台設置され、また、現在、合計で何台になっているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁 堀井福祉課長

福祉課長（堀井昭治君） ただいまの65

歳以上独居高齢者の孤独死の事例の関係なんですけれども、今、高道委員から仰せのとおり、下愛冠での孤独死の事例が1件あった。これが平成19年12月の段階なんですけれども、これを最後に、その後は起きておりません。このときの方につきましては、重度心身障害者ではなかったということで、来訪者の方がたまたま発見したということで通報に結びついております。

次に、緊急通報装置の関係なんですけれども、平成21年度中に新たに設置された数につきましては6台、さらに21年中にお亡くなりになったとか、家族と同居されたとかということで撤去された数、これが10台ございます。そういうことで、平成21年3月末現在での設置数につきましては、112台が設置されている状況にあります。今現在の状況なんですけれども、9月末現在では114台の装置が設置されております。10月に入りまして、このうち3台程度が撤去されたということになっておりますので、現在数としては111台になっているのかなというふうに想定しております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番。

13番（高道洋子君） わかりました。

孤独死なんですけれども、私の知っている情報では、もう一人、螺湾であったと伺っております。地元の人に聞いていますので、それは役場では承知していないのかもしれませんが、やはりそういう事件・事故があるということで、痛ましい事故だと思えます。

それでは、次に伺いますが、平成21年度の緊急通報装置の、21年現在は112台あるという報告でしたけれども、その電話を通じて何らかの通報があった実績というか、活用件数、それがどのぐらいあったのか伺いたいのと、それから本町での独居の65歳以上の世帯数と重度心身障害者が何世帯あるか、わかれば伺いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課

長。

福祉課長（堀井昭治君） お答えいたします。

平成21年度の緊急通報装置の活用件数でございますけれども、北海道の安全センターのほうに委託してこの事業を行っているわけですけれども、21年度中、4月から3月末までの受報にかかわる総件数が年間2,962件の状況でございます。そのうち、利用者から安全センターのほうに通報された件数が929件、このうち真に心身等に問題がありまして救急車等の搬送に結びついたものが9件、これはすべて消防のほうから救急車で病院のほうに搬送されております。

そのほかに、誤報でございますとか、試しにボタンを押してみた、こういったのが約700件ほどございます。そのほかに、毎月の安心確認のための安全センターからの利用者への確認、それから機器が安全に作動しているかどうかの確認ということで、これは通報センター側から利用者の方々に発報しているケースなんですけれども、これにつきましては年間で2,033件の発報件数となっております。

そういったことで、直接利用者から安全センターのほうに発報された件数につきましては929件ということで、月平均で言いますと78件程度、そのうち本当の意味での必要だったケースと申しますか、そういったものにつきましては、年間で9件にとどまっているという状況でございます。

次に、独居高齢者の世帯数の関係なんですけれども、非常に独居高齢者の定義が難しいことがございます。一つには、住民基本台帳法上と言う居世帯というのは、住民票上で一人で住んでいるわけなんですけれども、これが現実には一人で住んでいるのか、もしくは家族と住んでいるのだけれども世帯分離をしているのか、この辺がちょっと定かでない部分がございます。それで、ちょっと難しいのですけれども、住基法上の単身高齢者、65歳以上ということであれば、639世帯という

ことになります。

福祉課のほうとしましては、民生委員協議会等の民生委員さんの御協力を得まして、そういった世帯の状況を把握しているわけなんですけれども、件数的には401世帯ということになっております。4月1日現在です。この民生委員協議会の中でも確実に会われない方もおられるのかなと思いますので、この401世帯が真の数かどうかちょっと定かではないのですけれども、大きくは住基法上で639世帯、民生委員さんのほうで調査している件数としては、401世帯という状況になっております。

以上です。

もう一つ、重度心身障害者の世帯数なんですけれども、現在、重度心身障害者手帳、1級、2級、これを持っていらっしゃる方につきましては199人ということになっております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 13番。

13番（高道洋子君） 結構な利用率ですね。まず929件あったと、月にすると78件利用していますよと。本当に必要だったのは9件だったという御答弁でございました。やはり自分の家にそういう緊急設備があると、何らかの形でアクセスするというか、不安を覚えたときにそこにすがって対応しているんだなということがうかがえます。

私も知っているおばあちゃんが、実際に自分のまくら元にその電話がなくて、半身がしびれてきたときに、これはいけないということで、寝る前だったものだから、はってその電話まで行って、そして通報して、今は入院してますけど、死なずに済んだという事例も聞いてますし、これは本当に大事な設備でないかなと、命を救う施設でないかということも言えるわけです。

足寄町は、高齢化率がだんだん高くなってくる町だし、今、独居世帯数を聞きましても639世帯ということで、住民票からうかがえるということで、65歳以上の方が緊急施

設の対象者ですから、いつかはそういうふう
に利用させてもらう立場になるやもしれな
い。また、手帳をいただいている人も199
人ということで、これからふえていくのでは
ないかと思うわけです。

私は、90歳代の方でしたか、あるとき用
事があった訪問したときに、そのことをあ
まり知らないで、そういう緊急装置がある
ということをあまり知らないでいるおじい
ちゃんもいました。ですから、独居老人の
世帯の中には、まだまだ知らない人がい
るのではないかと、潜在しているのでは
ないかなと、たまたまその人が役場に問
い合わせたら、まだ元気だったので、そ
の設備をしないで済んだ人に該当したの
ですけれども、でも、そういう設置する
ことを、こういう緊急通報装置すらあ
ることが分からない世帯が、まだ高齢
者が潜在しているのではないかと考える
わけです。

これは65歳以上の高齢者の方々の事業
ですので、もっと広報、民生委員さん
を通じて個別で皆さんに周知している
と思いますが、何度も広報とか、それ
から周知を図るように努力しまして、
潤沢な予算を取りながら、今社会問
題になっている独居高齢者の孤独死
が二度と再び発生しないようにして
いただきたいということを要望したい
のですが、いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課
長。

福祉課長（堀井昭治君） 緊急通報装置
等、高齢者を取り巻く生活支援、それ
から困り事相談を含めて、年に1回足
寄町の高齢者福祉サービスというこ
とで、自治会回覧保存版というこ
とで周知していることはございま
す。ただ、これだけで足りるかとい
いますと、まだまだおっしゃられる
とおり、不足している部分もあるの
かなというふうに思いますので、地
域住民等を含めて、改めて今後
に向けてそういった広報を機会のある
都度やっていきたいというふうに
思っております。

また、今回の緊急通報システムにつ

ては、例えば病院に入院されている方
が退院する際に、その方の心身状況
を含めて、独居世帯なのかどうかを
含めて考える中で、必要であれば相
談し、つけるかどうかの協議をし
たりとか、また、地域の民生の方
々、地域に住まわれる方々、それ
から家族の方々を含めて、そうい
う心配相談を受けたときに、こ
ういうサービスがあるんですよ
ということでお話ししながら進
めていることが実態でございます。

ただ、どうしても国の補助金とか
そういったものが必要となって
動いている事業でございます
ので、ただやみくもにつけて
いただきたいというふうにも
言われても、その方の体の
身体状況でございますとか、
自立度合いでございますとか、
家族の状況、そういったもの
を勘案して最終的につけるか
つけないかという判断がされ
るということで、必ずしも100
%申し込まれたらつけるとい
うことにもなっていないのも、
これまた事実でございます。

ただ、そのときに身体の状態等
が変わっていった場合、その
ときについてはすぐ言って
くださいということでお話
しながら進めているという
ことで、これもひとつ御理
解いただきたいというふう
に思います。

また、孤独死等の問題につ
きましては、地域での見守
り活動というのが一番重
要かなというふうに思
います。そういったこと
で、自治会活動を含
めて、また、家族が
疎遠にならないよ
うな、そういった施
策が何かとてい
ければというふう
に考えながらいろ
いろ検討していき
たいと思います
ので、御理解願
いたいと思
います。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 13番

13番（高道洋子君） 最近、65歳
を過ぎますと、よく聞くのは、
回覧板が回ってきても字が
小さくて、見ないで次の
ところに急いで届けな
ければいけないという
ことで、案外そういう
高齢者をよく聞
きます。ましてや
独居になると、
そういう回覧板
をしっかりと、

自分に関連することだから見なきゃいけないんけれども、特にその家に残る回覧板ならいいのだけど、隣の家へ回さなきゃいけないとなると、案外そういう回覧板で周知してても、活字がだんだん嫌になって見なくなるという傾向があるやに聞いておりますので、ましてや独居の人だけでなく、本人よりもむしろその家族、地域の人へのこういう制度があるという周知徹底が大事ななと感じるところでございます。よろしくおしいたいと思えます。

次に行きます。次に、特別会計のところ、介護保険助成費のところなんですけれども、これは自立して自宅で日常生活をする高齢者が介護保険を利用して住宅を改善する制度であります。この制度は段差の解消とか、玄関の手摺りの取り付けとか、また、階段の手すりの廊下とか浴室、トイレ等ですね。これは対象者は所得制限がなく、要支援、また要介護1から5までの高齢者が対象となっておりますが、この制度なんです、大変すぐれた制度で、本人は1割しか負担しなくていいものですから、21年度で住宅を改善されたのはどのくらいいらっしゃるか、また、最終的にどういう決算額になったかお尋ねいたします。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） ただいまの介護保険特別会計におけます住宅改修事業につきましての御質問でございますが、介護サービス給付費の中のいろいろなサービスの中の一環の中に入っているものでございますが、住宅改修事業につきましては、21年度の当初予算で250万円計上して計画しておりました。これにつきましては、例年の実績に基づきまして大体の総量を見込んで当初予算を立てているわけなんですけれども、これにつきましては、年間の使用料等々を考慮しながら最終的には70万円の補正予算を追加いたしまして、最終予算としましては320万の予算という形になっております。

これに対応する決算額といたしましては、32件の利用者がございました。総額的には290万5,569円という支出済み額の状況になっております。内容につきましては、先ほどのとおり、手すりの取り付けでございますとか、おふろの改修、トイレの改修、玄関、廊下の段差の改修、そういったものがほとんどでございます。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番

13番（高道洋子君） これは、例えば上限額が20万円なんですけれども、20万円の1割、2万円を本人が負担で、あとの18万円は介護保険のほうからお金が出るという制度なんです、実際に足寄町でもそれを利用してやった人のお話によると、大変ですね。まず、もちろん高齢者の方で要介護の人が利用するわけなんですけれども、大変手続きが複雑で、苦手な高齢者にとって、そういう公的なお金を9割をいただくわけですから、簡単な手続きにはならないとは思いますが、この手続きが大変だったと関係者がそうおっしゃるのです。

それともう一つは、20万円を1回立てかえ払いをして、そして工事が終わった後に18万円が介護保険のほうから来るということで、最初の20万円の立てかえが大変困難だということを申すわけです。そこで、出産一時金もそうだったんですけれども、一度役場が20万を立てかえて、そして後から介護保険のほうから18万円は来るわけですから、本人は20万円を用意しなくても、1万8,000円だけ用意すれば、その事業は遂行できるという制度に町としてならないものかどうかを今回伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） ただいまのお話でございますが、手続的な問題につきましては、どうしても保険の給付ということでございますので、必要上の手続がございます。

ただ、当初、そういった改修工事をしたいという部分の申し出に関しましては、申し出がされた段階でこちらで調査するというところで、内部的なものにつきましてはこちらでいろいろな調査なり、本人の聞き取りでございますとか、家族の状況の聞き取りでございますとかがあるんですけども、本人的には、時間はかかるかなと思うのですけれども、直接的な煩雑さはないのかなと。ただ、町の職員が伺ったり、そういったときの煩雑さというのはあるかなと思うのですけれども、いろいろな書類をいっばいつくるとか、そういったものは比較的少ないのかなというふうにはとらえているのですけれども、なお改善する余地があれば改善していきたいというふうに考えております。

また、一たん町で立てかえてのお話でございますけれども、事前の中で見積もりとしてどの程度の金額が必要なのか、また、実際に施工する中で、どの程度の変更があるのかといういろいろな問題がございますので、実際に工事が終わって金額が確定した後に、最終的な金額が確定していくということなものですから、今のところとしては、今の手続的な形を踏襲していきたいなというふうに考えているのですけれども、その中で業者の方々と利用者、それから町の中でのやりとりの中で、何か改善できる余地があるのだとすれば検討してみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番

13番（高道洋子君） これは別面で高齢者対策の政策ととらえることも一つの、これは障害を持った人の対策ではありますけれども、そういう高齢者対策の一つの政策ととらえて、町から立てかえているという自治体もあると聞いております。これは所得制限がないですし、それからまた反面、こういう仕事がたくさんあると、20万円ではありますけれども、業者さんにとっては拾い仕事といったらおかしいのですけれども、そういう仕

事の一つにもなるし、地域の活性化にもなるのではないかなという思いもあるものですから、スムーズに事業が進むように、また、本人が多額のお金を負担しなくても済むように、そういうふうな制度にならないものかなと思うものですから、きょう質問したわけです。

今の課長の話では、業者さんとも話し合っただけで何とかなるかもしれないと、なるように話し合いたいという答弁もございましたけれども、何とか立てかえないで済むようなシステムをつくり上げて、たくさんの方がこれをもっと活用していけるようにしていただきたいと要望します。

委員長（高橋幸雄君） 答弁。一応要望なのですが、再度の要請ですから、理事者のほうから。安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

委員の提案の中で、ちょっと私自身が気になっているというのは、立てかえという言葉が随分出てきたわけでありましてけれども、そもそもこういった支援策というのは、いろいろなケースの状況があると、それに対してやはり支援策を講じようということからスタートしているのだと思っています。当然必要な支援はしていきましようということですね。

委員はそこまで深く考えていないで、立てかえということだというふうに意識をしないで発言されているというふうに思うのですけれども、やはりこういった公費助成だとかそういったものは、根本はやはり、まず健常者であれば、間違いなくそんなものは自立してもらわなければいけないというのが大基本でありますし、そこで、身体的にハンディを持っている方ですとか、いろんな状況があるわけですから、高年齢の方ですとかってあるわけでありまして、そういう方々が日常生活をしていく上で、そのハンディを持っていない人と同じようなレベルで生活していける、そういった部分を控除といいます、公的に支

援をしていくということが、これが基本だというふうに思っております。

当然、委員が提案をされていることというのは、十分わかる、理解もできる部分もあるわけでありますから、そこら辺については、先ほど課長も答弁したとおり、今後そういった部分が可能なのかなのかということも、仮に町が、私もあえて立てかえという言葉を使わせてもらいますが、そうする場合については、やはり一定のお金の確保が必要だということになってきますし、さらに事務処理上の問題もありますから、そこら辺は課長も答弁したとおり、十分検討させていただいて、当然そういうことになるとすれば予算を通さなくてははいけませんから、当然議会とも相談をさせてもらうということも必要になってくるというふうに思いますから、そのところは今後の検討課題とさせていただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 町長、今の問題については、高額医療の関係の従来、相当昔ですよ、あのことを想定して、同じような取り扱いができないのかと。例えばがんの患者あたりの請求の3カ月ぐらい、何十万という金を3カ月分お支払いして、やっと4カ月の段階で戻ってくる、こういうこと。今はもちろん是正されておりますけれども、そういうことを想定して支援されているのですよね。

それでは、6番。

6番（川上初太郎君） 上水道事業会計についてお伺いをいたします。

一昨日、担当者から無収・無効水量について御説明をいただきました。千未満をはしょって申し上げますが、年間総配水量が69万4,000立方メートルですか、そのうち年間総有収水量が55万3,000立方メートル、その中で無収・無効水量が15万1,000立方メートルということで、昨年より3,900立方メートルほどふえておまして、そのうちの約20%強が主に漏水と

いう御説明をいただきました。

現状、使用水量については、問題はないという御説明でございましたが、漏水箇所を発見するには大変多額のお金がかかるし、難しいという御答弁だったんですけども、今後の漏水対策をどう進めるかについて理事者にお伺いをいたします。あわせて、企業会計ということもございますので、監査委員さんの御意見もあれば、お伺いをいたしたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 御質問の漏水対策の部分でありますけれども、御案内のとおり、我が町、我が町に限らず、上水にかかわる整備、これはある意味、相当年数がかかって今の状況になってきているということでございます。これは老朽管という表現をさせていただきますけれども、これは今現在どういうことで入れかえをしていくかというのは、最優先は道路の改良工事等々にあわせてどんどん布設がえをしていくということでありますけれども、これは現実、企業会計でやっていることもあって、一番いいのは、例えば耐用年数を決めて、あらかじめどんどん布設がえをしていくという、これがある意味で理想的な形かなというふうに思うわけでありますけれども、しかし、これは率直に言って、今の企業会計の状況からいって、なかなか難しい部分があるということでございます。ですから、年々経過年数を経るわけでありますから、今の対応としては、漏水したら、どこから漏水しているのだということを見つけて、そしてその都度、対応をしているというのが実情だということでございます。

そういう中であって、今は御案内のとおり、とりわけ町なかにつきましては、区画整理事業をやっている地区につきましては、これは道路整備とあわせて下水道整備、あわせて水道管の付設がえというようなことでやっていますから、その中で、大部分といたしますが、大部分というのは言い過ぎかもしれませんが

んけれども、一定程度そういった更新ということも進んできているなというふうに思っております。

率直に申し上げて、繰り返しになりますけれども、計画的な布設がえというのは、まだちょっと難しい状況だなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 川村代表監査委員。

代表監査委員（川村浩昭君） ただいまの件で、監査といたしましても、決算審査のときに担当課に対しまして、昨年も出ましたので、そこら辺も注意深く漏水はなるべくないような方向でという形の中でお話しさせていただきましたけれども、やはり町長のほうからも申し上げましたとおり、古い管がかなりあるということで、それを調べるには、委員もおっしゃってましたけれども、かなりのお金がかかるということで、漏水箇所を探していくのはなかなか難しいというようなことは担当課からもお伺いしております。

その中で、私としても、決算審査のときには担当課のほうに、そういう漏水等をなくするような形で、今回の区画整理を踏まえて、かえられるところは新しい管にかえて、漏水をなくするような形で進めてもらいたいというようなことを申し上げております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 6番。

6番（川上初太郎君） 今、いろいろお話を承ったのですが、いわゆる漏水の比率が、私なりに考えれば結構高いのではないかとこの部分で、我が町、市街地にしてもかなりの面積があることはわかりますけれども、そこで漏水を発見する、いわゆる表面に水が上がってくれば、ここだよという発見は簡単なかもしれませんが、いわゆる地下1メートル50以上も下になって管が配置されているという中で、砂利層であれば、当然表面に出ないで地下に沈んでいってしまうと

いう関係で、今の技術をもっても、そう簡単に何というのですか、感知器、レーダーみたいなものを持って歩いて、すぐ感知できるようなものって今の時代にまだないんでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、南岡建設課長

建設課長（南岡雄二君） 御質問の件なんです、私どものほうでも、漏水未然対策ということで、ふだんからのそういうパトロール等をしたいのですが、先ほども町長がおっしゃいましたように、昭和37年、38年に布設したのもございます。多額のお金でございますけれども、修繕費用ということで723万円という額をお認め願いまして、その中でパトロール、要するに各業者のほうも工事をやる際とか、そういうときには注意深く見てもらっているわけですが、現状としましては、やはり表面に出てくる場合はすぐ発見できるわけですが、委員さんも御指摘のとおり、地下とかそういうことになると、いま少し時間がかかっているのが実情です。

ただ、御利用されている方から、徐々に水圧が低下してきているとか、そういう情報もらった段階、それも数多くもらっております。そういう中で、私ども時間、昼間ではない深夜も行っているわけでございますが、そういうときには職員並びに業者の者と一緒に対応しているというのが実情でございます。

そういうことで、御通報による修繕が主でございます。

調査の機械でございますが、今のところ担当の方からお伺いしている範囲内では、未然防止のための機械は今のところないということでございます。何かそういうものが情報つかめれば、前向きに考えていきたいと思っております。よろしく願います。

委員長（高橋幸雄君） 6番

6番（川上初太郎君） 今のこのままの状態ですと、結果的にはコスト高になってしまうという部分もございます。ひとつよ

ろしくお取り計らいをお願いいたしたいと思
います。

もう一点、公共下水道事業の、これも特別
会計でございますけれども、お伺いをいたし
ます。

下水道事業計画に対して、現状どのくらい
進捗しているのかという話を担当者からお
聞きをいたしまして、おおよそ46%になっ
ているということでお聞きをしました。その
受益者の約72%の方が御使用とのことでご
ざいました。残り28%の家庭では、いわゆ
る建設費が高いということなんでしょうか、
設置が進んでいないということは伺ってあり
ますが、1世帯どれくらいかかるんでしょ
うか、お伺いをいたしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、南岡建設課
長

建設課長（南岡雄二君） 御質問の趣旨に
ちょっと外れるかもしれませんが、そのとき
には、再質問をお願いしたいと思います。

要するに、水洗化率72.4%というの
は、平成21年度末において供用開始区域
内年度末人口、要するに、下水道工事が終
わって、いつでもつなげられる状態にある
地区の人口に対して、供用区域、実際につ
ないだ方の世帯数、人数で割りますと、72.4%
ということになってございます。ですから、
27.6%という数字が、現在、工事は終
わってますけれども、まだ家庭からの公共
升は設置されていますけれども、家庭内
における排水処理、おふろの水とか家庭
排水というものをつないでいない。大体3
年以内にはよろしくお願ひしますと言っ
ているのですが、高齢化ということとか、
そういうこともありまして、まだつない
でいない世帯があるということになっ
てございます。

もう一点、工事費の関係だったですか。
要するに、公共升というのは、そこまでは
私どもが私どもの事業費で行います。家
庭からの接続をするものについては、原
則自己負担ということになってございま
して、そのうちの、うちのほうも補助事
業というものを持っ

てございます。総体にかかわる部分、そ
ういうものも活用しながら御利用をとい
うことになってございます。

ただ、家庭から、公共升までをつなぐ
距離数とか、それから家庭の建築してい
る建物の内容によりますので、それか
ら真っ正面からする引っ張れる場合、
それからちょっと迂回をしなければなら
ない場合もございますので、そこは一
概に工事費が何ぼということでは、
その家庭家庭によって違うということ
で御理解をお願いしたいと思います。

自己資金で改善、改造される場合につ
いても、私どものほうでは補助制度を持
ってございますので、これについても、
下水道の使える状態、それから下水
道が工事に入る前には、こういう融
資のあっせん制度、補助制度という
ものも御説明をさせていただいてお
りますので、御理解のほどをお願い
したいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 6番。

6番（川上初太郎君） 私の質問の仕
方がちょっと悪かったかもしれません。
大変失礼いたしました。

平均的な一般家庭でもよろしいので、
いわゆる助成金があるとすれば、助成
金を除いた実質家庭での負担といいま
すか、それをお聞きしたいなという
ふうに思っていたんですが、大変失
礼をいたしました。

委員長（高橋幸雄君） それでは、答
弁調整のため、休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、
会議を再開いたします。

答弁、田中副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えを
いたします。

まず、実質工事費、水洗化の工事費
の関係でありますけれども、ケース・
バイ・ケースで、もともとの既存の
建物の形態によっても若干変わるん
ですけれども、基本的に水洗化をす
るということは、トイレだけでなく、

台所の排水、浴室の排水、そういった手洗い等も含めて、すべて下水道に流すといったことを整備しなきゃいけないということになっております。

概算でありますけれども、私ども町が教員住宅を水洗化をする等々という工事費というのは、約70万円程度で今行っております。ただ、これだけでは済まなくて、当然くみ取りのトイレには水道設備がないとか、水洗化になれば、トイレの保温、断熱等々もあわせてやらなきゃいけないですとか、そういうこともあって、一概にこの数字ですべてができるということではございません。

たまたま手元に、民間の一般的にトイレ1カ所、流し排水、ふる、そういった部分を改修した数字があるのですけれども、77万7,000円ということで民間の方の見積もりが出ておりますので、一般的にはその程度の金額でできるのかと思います。

ただ、何回も言いますけれども、水洗便器等もピンからキリまでありまして、トイレだけで50万も70万もするという、そういった施設もありますので、一概には言えませんけれども、こういったことで概算でございますけれども、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 6番。

6番（川上初太郎君） わかりました。

それで、先ほどの話にちょっと戻るんですけども、実際、漏水で、我が町で被害補償のケースはありませんでしたか。これだけ漏水があっても、幸いにして。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、南岡建設課長

建設課長（南岡雄二君） 私は、建設課に数年いるのですが、その間においての補償関係とか、そういう部分については実際はしていないと記憶しております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 5番。

5番（木村明雄君） これについては、春

の一般質問で私は予定をしておりましたが、委員会の所管もあるということの中で控えておりました。このたび、決算審査で手短に質問をしたいと思ひます。

林業振興費、野生鳥獣対策事業の中で、エゾシカ、キツネ、ハト、カラス、ヒグマとあるわけであります。断トツに被害をもたらすのはエゾシカであります。昨年のエゾシカ特別駆除捕獲頭数は、エゾシカで1,581頭、これに一般狩猟頭数を加えると、2,000頭以上にもなるかと思ひます。

農業被害額、畑作、それから飼料作物、合わせて、これは去年の資料がなかったわけで、一昨年の被害額については1億6,651万9,000円となっております。林業被害、これについては、針葉樹、広葉樹の被害額は今のところカウントされておきませんが、これらを含めると、被害額は1年間に2億円以上になるかと思ひます。

ここで、関係者もこれに対しては努力をしておることと思ひますが、毎年これだけの被害額がありながら、年々、被害または被害額がふえるとも大きく減っていかないのはどうしてか、なぜなのかということになるかと思ひますが、これについて町長にお尋ねをしたいと思ひます。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

単刀直入に、なぜ被害がふえてくるのかという分につきましては、これは率直に申し上げまして、道内に生息するシカの数に圧倒的にふえまして、これは北海道が公表している数字でも既に60万頭を超えている、65万頭という話もございすけれども、ただ、現実、本当に65万頭が合っているのかなという、そういう疑問点もあるわけでございす。

おかげさまで、我が町は、いろんな事業を導入して、一口で言えば、農地は一部大困りのところも含めてシカさくを張りめぐらせて

いるわけでありませぬけれども、しかし、どうしても道路をふさぐわけにはいかない。河川も一定の対応はしていますけれども、どうしてもそこから入ってくる。これは一たん入ってしまいますと、逆にさくが張ってありますから、シカさんにとってはとんでもないえさ場になってしまうわけでありませぬ。

ここのところは、当然駆除ということで対応させていただいてるわけでありませぬけれども、しかし、現実からいきますと、これは今いろいろな規制も含めて、だんだん厳しくなってきた、駆除員といいますが、銃を持つ人が、若い人がなかなか取得してくれない。もっと言えば、取得しづらい状況になってきていますね。一たび銃にかかわる事件が発生しますと、どんどん規制が厳しくなってきたということも相まって、ともかく今の我が町の猟友会のメンバーの方々からお話を聞いても、どんどん高齢化をしていくと。これは我が町に限らず、そういう状況にあるということでありませぬ。

そこで、ことしのたしか2月だったか、道の会議がありましたから、私も出席をさせていただいて、我が町の実情、これは表面上という言葉が合っているかどうかはわかりませぬけれども、先ほど委員もおっしゃられていましたけれども、数字にあらわれている被害だけで1億数千万になっていると。私はもっと被害はあるだろうというふうに思うんです。特に飼料作物なんていうのは、なかなかこれはカウントしにくいという部分もありますから、実際はもっともっと被害はあるのかなと。そこで、言わせていただいたのは、少なくとも道東の首長の中では、これは有害鳥獣の被害、これは被害じゃなくて災害だぞというようなことで、強く北海道に対しても対策を強く申し入れをしてきているわけでありませぬ。

直近の動きでは、知事も自衛隊のほうに協力要請をするだとか、やっとそういう動きになってきたというようなことでありませぬ。

それから、今朝の新聞だったかにも、駆除

頭数を少しふやして6万頭だかって、合っているかどうか分かりませぬ。ちょっとレベルが違うんでないのかという、そんな思いで新聞も読ませていただいたところでありませぬ。

私の立場からも、駆除方法について具体的な提案をさせていただいています。これは法律もあって、なかなか打開できないわけでありませぬけれども、私が提案させていただいているのは、夜撃たしてくれと。これも平場で撃っちゃうと、これは危険がありますからそんなことになりませぬけれども、私は移動式のタワーを立てさせてくれと。えさ場もつくって、タワーから下に向けて撃つ分については、これは安全対策も大丈夫でないのかと。

それから、なぜ移動式という提案をさせていただいているかということ、シカというのは物すごく学習能力が高い。恐らく、やってみなきゃわかりませぬけれども、せいぜい二、三度やれば、そこには寄ってこないだろうと思います。どこにシカが出没するのか、あるいはシカの通り道がどこなのかというのは、やはり現地にいる方が一番よくわかっているわけでありませぬから、移動式のタワーということであれば、一たんここで終われば、次にどこに行くということ、これは効率的に駆除できるのでないのかなというようなことも含めて提案をさせていただいているわけでありませぬけれども、なかなか実現していないという実情であります。引き続きまた、この対策についてはしっかりやっていきたいなと。

もちろん、これらの所管は、実は北海道は環境生活部なんですね。自然保護ということもあって、そこの綱引きもたくさんあるわけでありませぬけれども、いずれにしても、十勝管内の首長、あるいは、これは全道的にも課題になっていますから、引き続きまた、その対応といいますが、要請も含めて対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 5番。

5番（木村明雄君） 私の知る限りでは、平成の初めごろから農林業被害が目立ち始めました。そして、平成8年に、これは大変だということで、上足寄が足寄町では一番先に、これは阿寒のふもとだと、白糠の国境だということの中で、被害が多かったんだろうということをおもうわけです。そこで、上足寄の牧柵管理組合が平成8年に発足いたしまして、それから農業生産体制強化、畜産編成総合対策、中山間地域農村活性化総合整備、それからJAの単独事業、それから個人でも、これは真剣に個人としても事業に取り組んでいったということの中で、あらゆる事業を展開し、ことし22年度、完成するエゾシカの防護さくというか保護さく、これを合わせての総延長距離が662.9キロということは、足寄町に630キロもの防護さくを張りめぐらせたわけなんですよ。

そこで、個人負担、それから補助金、合わせて20億円以上にもなっている。この膨大な事業経費をかけながら、年々被害額が増加し、エゾシカがふえる原因は何なのか。私は一つつきとめたことがあります。それは、中足寄地域に73ヘクタール、九州大学演習林3,700ヘクタール、芽登地区に991ヘクタール、合わせて約5,000ヘクタールの保護区があるわけなんです。

我が町の中に、片方では金をかけての捕獲をする、また、片方では保護をする、これについて矛盾点があるのではないかと、私はそう思うわけなんですけれども、この辺について町長の所見を伺います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 今、委員から指摘がございました、我が町に約5,000ヘクタール程度の保護区があるじゃないかということでございますけれども、この保護区という意味は、これはシカに限らず、野生鳥獣、貴重なシマフクロウもそうなのかもしれませ

んし、そういったことも含めて全体的に、これはもっと言えば全道あるいは全国的に当然保護しなくちゃいけない希少動物もあるよというようなことで指定がされているということでもありますから、こここのところは、全面的に開放せよというのは、これはなかなか厳しい話かなというふうに思っているところでございます。

ですから、私は、やはり先ほど申し上げたとおり、全道で65万頭を超えるような生息数ということでございますから、これはやはり頭数を減らす以外にないんだというふうに思っているんですよ。

先ほど申し上げた会議でも、適正というか、全滅させるわけにはいきませんから、適正な頭数というのはどのぐらいなんだという議論もしているのですけれども、これも実は答えは出ないんですよ。いろいろ、20万頭ぐらいがいいんじゃないかという話もありますけれども、これは学者の先生方についても、これはなかなか専門学的なところがあるのかなという、そんな思いもしております。

ただ、少なくとも今の被害の現状を含めて、60万頭を超えるような生息数ということでもありますから、これを大幅に減らさなかったらどうにもならないのではないかなという、そんな思いもしております。

また、ちょっと話はそれますけれども、先ほど申し上げたとおり、シカについては学習能力が高いというようなことでございます。リアルな情報もいただいたんですけれども、シカというのは本来、穴を掘らない、それが町長、今どうなっているかわかるかと。シカさくの下を1頭のシカがこうやって掘ると、交代要員が後ろに控えていて、次のやつがまた来て下をくぐっているぞと。最近こんな状況も出てるぞという、こんな情報もいただいております。このことも、全道の会議のときにも、こんな実情もありますよというお話もさせていただいております。

私は、やっぱり一番特効薬というのは、ともかく生息数を減らす、すなわちどうやって

駆除をしていくのかということ、これは今の法規制を超えた中での特例でも何でも構いませんけれども、それをしない限りはちょっと難しいのではないのかなというふうに思っていますので、また引き続き意見反映をしながら、有効な駆除の実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 5番。

5番（木村明雄君） 我が町の基幹産業は、何といても農林業であります。1年間に2億円もの被害が出るということは、被害に遭っている方々の身になれば、本当に大変なことだと、死活問題だということになります。安心、安全、そして希望を持って営業をしてもらうためには、我が町からエゾシカが1頭でも少なくなることだと思います。

先ほども町長が、エゾシカを減らすしかないんだということなわけなんですけれども、これは阿寒国立公園を控えて、そして北見、それから白糠の国境だということの中では、足寄町はやはりどんなことをしてでも、あいつらは足が生えているから入ってくるということになるかと思えます。そこで、減らすために、どうすればいいのだということになってきょうかと思えます。

まず一つに、シカさく内部に迷い込んでいるシカの撲滅を図ること。これは、一たん防護さくへ入ってしまったシカは、防護さくが今度は邪魔をして、山へ帰っていきなくなる。これについて、今度は帰らないで子を生み、そしてそこで生息をして農作物を食べ荒らすということになります。ですから、これについては、やはり撲滅するしか方法がないとなろうかと思えます。

2番目に、先ほど町長のほうから御意見をいただきました。これについては、地区限定で矢倉を組み、そこからシカを撃ちとめること、それを可能にすることだと私はそれも思うわけでございます。

それともう一つ、狩猟法の中で、日の出から日没までとあります。これは鉄砲を撃っていいのは、太陽さんが上ってから日が沈むまで、それから先、暗くなってから撃ったのは違反になります。警察に捕まります。しかしながら、これをやはり地域と時間を限定し、特別に夜撃ちを許可すること、そしてさせること、これについて進めてもらわなければ、シカは減らないでないかと、私はそう思うわけでございます。これが一番エゾシカを激減させる方法ではないかと、私はそう思うわけなんですけれども、町長の所見を伺います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 先ほども答弁したとおり、全くそのとおりだというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと言い忘れたことで、当然駆除をしなくてはいけないということでもありますけれども、昨年の実例を申し上げますと、国有林内においてこういう問題点が出てきたということでもあります。足寄町の国有林の部分につきましては、音更の森林管理署の署長も含めた御理解もいただいて、施業をしていないところについては駆除をすべきということで、絶大な協力をいただいておりますけれども、実はこんな現象が出たんです。

これは間違いなく町外ハンターだというふうに思いますけれども、実は国有林内に残滓をそのまま捨てていっていると、こういう現象が出ました。たしか頭数でいきますと50頭ぐらいたというふうに思いますけれども、ひどいやつは背中中のロースだけ、2本だけ取って捨てていくという、こんなことであります。ですから、冬期間ですから、これの処理自体も大変なことでもあります。

もちろん、これから駆除については何とか実現できるように努力をしていきたいというふうには思いますけれども、残滓の処理の問題も実はあります。このことも、先ほどの状況も申し上げて、ここに対する一定の助成措

置も考えてくれないのかと。我が町には、ちょうどクリーンセンターのところに小動物の焼却炉がありますけれども、それこそ背口ス2本だけ抜いたやつを1頭処理するといったら、とんでもない経費がかかっちゃうわけです。時間もかかります。

そういったことも含めて、残滓の処理方法についても、実は先日も栗山の町長とも情報交換をして、栗山で今こんなことを考えているんだという話もお伺いしましたので、そういった部分も私も勉強しながら、有効的な駆除、さらには駆除した後の残滓の処理の問題にも取り組んでまいりたいなというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、先ほどの質疑中の提言事項の3点目、時間の設定の特別駆除、夜撃ちの関係についてはどうなんです。明言されていませんが、このままですと、そのとおりだということになります。

答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 失礼をしました。

今の狩猟法の出から日没まで。よくよく聞きますと、日没も、その地区によって時間も何が決められているという話なんです。実際は明るいけれどもだめよという、こんな規制もかかっている。意見交換する中では、本当に暗くなるまでの間だけでも延ばしてくれれば全然違うんだよという、こんな意見交換もしているところでございます。

いずれにしても、先ほど私が言った簡易のタワーを立てて、夜撃たしてくれないかということも含めて、これは現行の法律上はできないことありますから、これは特例であろうが、特区であろうが、そういうことで北海道にも要請をしているところでございます。当然、そういう働きかけを引き続き強めていきたいということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 5番

5番（木村明雄君） 先ほど、足寄町には

5,000ヘクタールの保護区があるということなわけなんですけれども、そこで、少し前に戻るわけなんですけれども、中足寄地区に73ヘクタール、そして芽登地区に991ヘクタール、これは保護区だと言われれば、これは仕方ないのかなと私は思う。しかし、九州大学演習林、これは保護区ではないということになるわけなんですけれども、その辺について何か情報がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 九大の演習林につきましては、過去にも猟友会の協力をいただきながら駆除をしたという経過もございます。今年度の取り組みとして、1月、2月の土日について、これは駆除というようなことで今、協議を進めておりますので、そこら辺の対応もしっかりしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

失礼いたしました。

先ほど、1月、2月と言いましたけれども、11月、12月の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

委員長（高橋幸雄君） 他にありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

総括質疑が終結いたしましたので、これより各部会を開催し、意見の取りまとめをお願いいたします。

なお、部会の後、正副議長室において部会長会議を行い、意見調整を願います。

暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど行われました正副委員長・部会長会議におきまして、各部会長から審査意見は特

にない旨の報告がございました。したがって、これから質疑を行いたいと思います。

それでは、総務産業部会に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 質疑なしと認めます。

次に、文教厚生部会に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって、両部会長に対する質疑を終結します。

これより、議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番。

9番(矢野利恵子君) 上水についてはいいんですけども、人件費の部分の職員費の職員手当の分、時間外休日勤務手当、持ち家手当のことについては、当初予算のところにも反対していましたので、これについての反対をしたいと思います。

委員長(高橋幸雄君) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 起立多数。

よって、議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定につい

ての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番

9番(矢野利恵子君) 国民健康保険病院についての時間外というのは当たり前のことなので、それについては人が命を預かることだから言えないですけど、持ち家手当、やはりこれはまずいのではないかと。で、この持ち家手当について反対いたします。

委員長(高橋幸雄君) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) これをもって、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 起立多数。

よって、議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番。

9番(矢野利恵子君) これについては3点。

総務費の中の委託料、ファイリングシステム。やはり以前のようにとじていないので、とても扱いにくい。パソコンの時代にファイリングシステムというのは、逆行しているのではないか。そういうところから。

あとは土木費の都市計画費の町づくり交付金事業費。北1条通り、南1条通り、そして銀河ホールの周辺工事費。やはりこれについては、町民の間からも評判が悪いということから反対いたします。

そして、最後に職員費ですけども、時間外休日勤務手当と持ち家手当。国家公務員の

持ち家手当は廃止していると。やはりこれを考えたら、まずいのではないかと。

この3点について、当初予算でも反対していただきましたので、決算認定のときにも反対いたします。

委員長（高橋幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第96号平成21年度足寄町一般会計会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（高橋幸雄君） 起立多数。

よって、議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（高橋幸雄君） 全員起立です。

よって、議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第98号平成21年度足寄

町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番。

9番（矢野利恵子君） 職員費の中の残業手当はそれほど使っていないかもしれませんが、やはり持ち家手当、これについて毎月1万8,500円、町民にない制度だから、やはりまずいのではないかとこのところから、反対いたします。

委員長（高橋幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第98号平成21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（高橋幸雄君） 起立多数です。

よって、議案第98号平成21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第99号平成21年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第99号平成21年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（高橋幸雄君） 全員起立です。

よって、議案第99号平成21年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

の件は、認定することに決しました。

これより、議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番。

9番(矢野利恵子君) 人件費の中の持ち家手当について、国家公務員はたった毎月2,500円を5年間だったのを、それを廃止しているというのに、町は毎月1万8,500円を5年間、そしてその後は1万6,000円をずっと退職するまで、余りにも差があり過ぎる持ち家手当について反対いたします。

委員長(高橋幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 起立多数です。

よって、議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第101号平成21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号平成21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 全員起立です。

よって、議案第101号平成21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番。

9番(矢野利恵子君) これも当初予算に反対していたわけですがけれども、持ち家手当のほかに、この事業そのものが莫大なお金をかけて道を広げて、その結果どうなったか、がら空きの町がつくられてしまった。やはりこの事業をやるべきではなかったのではないか。そういうところからこれに反対いたします。

委員長(高橋幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 起立多数です。

よって、議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第103号平成21年度足

寄町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第103号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 全員起立です。

よって、103号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(高橋幸雄君) 全員起立です。

よって、議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これで、本委員会に付託された案件の審議はすべて終了しましたので、これをもって本委員会を閉会したいと存じます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 異議なしと認め、本委員会を閉会といたします。

なお、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高橋幸雄君) 異議なしと認め、正副委員長により作成をいたします。

これをもちまして、平成21年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

午前 11時49分 閉会

平成 2 1 年度決算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長